

公 告

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和7年9月12日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 一般競争入札に付する事項

- 1 借入物品及び数量 所得税申告情報等管理サーバー等 一式
- 2 納 入 期 限 令和8年1月30日（金）
- 3 納 入 場 所 大分県総務部税務課
- 4 契 約 期 間 令和8年2月1日から令和13年1月31日までの長期継続契約とする。

二 契約に関する事務を担当する部局の名称

大分県総務部税務課税務電算班
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
電話 097-506-2392 F A X 097-506-1719
メールアドレス a11500@pref.oita.lg.jp

三 契約条項を示す場所及び日時

大分県ホームページ及び大分県共同利用型電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）上に
令和7年10月2日（木）まで入札説明書等を掲載することにより契約条項を示す。

四 電子入札システムの利用

本案件は、電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか運用基準による。

なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書を九に掲げる提出場所及び提出期限までに提出すること。

五 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者であること。
- 3 納入しようとする物品の機能等証明書（別添様式）を令和7年9月26日（金）午後5時00分までに大分県総務部税務課税務電算班に提出し、審査を受け、承認を受けた者であること。

- 4 この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。
- 5 この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請の手続を行い、承認を受けた者であること。
- 6 この公告の日から下記九に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- 7 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団（員）に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

六 入札参加申請の方法及び期間

電子入札システムにより入札参加申請を、令和7年9月12日（金）午前10時00分から同年9月26日（金）午後5時00分までに行うこと。

なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札（見積）参加申請書」（運用基準様式第2号）を、令和7年9月26日（金）午後5時00分（必着）までに持参または郵送（簡易書留）により下記提出先に提出すること。

提出先 大分県総務部税務課税務電算班

〒870-8501 大分県大手町3丁目1番1号

電話 097-506-2392

七 電子入札システム、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

- 1 使用言語 日 本 語
- 2 通 貨 日本国通貨

八 電子入札システムの入力期間

入札金額の入力期限

入札参加の承認を受けた日から令和7年10月2日（木）午後5時00分

九 紙による入札参加を希望する場合の入札書の提出場所及び期限

- (1) 提出場所 大分県総務部税務課税務電算班
- (2) 提出期限 令和7年10月1日（水）午後5時00分までに必着のこと。

十 電子入札システムによる開札予定日時

令和7年10月3日（金）午前10時30分

十一 再入札

開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、入札金額入力期限、開札日時及び最低入札価格を電子入札システムにより通知する。

十二 入札保証金に関する事項

見積金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。

十三 契約保証金に関する事項

落札者は、契約担当者が指定する日時までに、落札金額に12を乗じた金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。

- 1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- 2 過去2年間に国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

十四 入札の無効

大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

- (1) 金額の記載がないもの。
- (2) 入札に関する条件に違反したもの。

- (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。
- (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。

十五 最低制限価格に関する事項

本入札には、最低制限価格は設定しない。

十六 落札者の決定方法

- 1 有効な入札で、大分県契約事務規則第 23 条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- 2 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。
- 3 再入札は 2 回までとし、再入札の結果落札者が決定しない場合は、手続きを改めることとする。

十七 特記事項

当該契約は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合には、当該契約は解除できるものとする。

十八 契約書の作成

落札者決定通知の日から 7 日以内に、県が作成する様式による賃貸借契約書に必要事項を記載し、記名押印のうえ上記十三に掲げる契約保証金若しくは上記十三の 1 又は 2 に掲げる事項を証明する書類を添えて提出すること。

十九 その他

その他の詳細は、入札説明書による。